平成２２年（再ロ）第５号

神戸市西区伊川谷町有瀬131番地　１―333号

再生債務者　有本　達雄

1　決定年月日時　平成22年６月22日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月13日まで

4　一般異議申述期間　平成22年７月27日から平成22年８月３日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２２年（再ロ）第１００８２号

東京都豊島区長崎６―２―７

再生債務者　高野　将貫

1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月16日まで

4　一般異議申述期間　平成22年７月30日から平成22年８月20日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第３号

函館市上野町８番25号

再生債務者　杉本由起子

1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月３日から平成22年８月23日まで

函館地方裁判所

平成２１年（再ロ）第１号

熊本県山鹿市名塚491番地６

再生債務者　猿渡とよ子

1　決定年月日時　平成22年６月22日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年７月20日まで

4　一般異議申述期間　平成22年８月３日から平成22年８月10日まで

熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号

岐阜県土岐市駄知町902番地の451

再生債務者　工藤　則幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月10日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年７月12日まで

平成22年６月21日

岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（再ロ）第３７号

大阪府門真市東田町８番18号

再生債務者　前田　泰弘

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月14日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年７月20日まで

平成22年６月21日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第２５号

沖縄県豊見城市字宜保301番地１　福マンション406号

再生債務者　謝花奈智子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月18日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年７月20日まで

平成22年６月21日

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２１年（再ロ）第１９号

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋1174番地７

再生債務者　伊福　徳子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月21日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第２号

島根県江津市嘉久志町イ625番地７

再生債務者　佐々木友和

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月14日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月21日　松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（再ロ）第６号

京都市南区吉祥院中河原西屋敷町31番地２

再生債務者　阪本　正寛

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月22日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２２年（再ロ）第１号

福島県南相馬市原町区国見町３丁目28番地の52

再生債務者　鵜原　一郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月22日　福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（再ロ）第７号

福島市渡利字平ケ森25番地　公務員住宅１―305

再生債務者　佐藤　　功

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年６月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年６月22日　福島地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画取消

平成１３年（再ロ）第１３号

大津市におの浜２丁目２番３―202号

再生債務者　佐藤　芳子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成14年４月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成22年６月22日

大津地方裁判所民事部再生係

会社公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　平成二十二年六月二十三日

掲載頁　四十一頁

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年三月十六日

掲載頁　九十頁（号外第五十三号）

平成二十二年六月三十日

東京都中央区日本橋本町二丁目七番一号

（甲）伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社　代表取締役　猪熊　茂男

東京都港区赤坂二丁目一七番一二号

（乙）タッチストーン・レジデンシャル・マネージメント株式会社　代表取締役　猪熊　茂男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年八月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年五月三十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十二月二十一日

掲載頁　一一三頁（号外第二六九号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十二月二十一日

掲載頁　一一四頁（号外第二六九号）

平成二十二年六月三十日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一一番一号

（甲）株式会社CyberCasting&PR　代表取締役　森田　　仁

東京都渋谷区道玄坂二丁目二一番一号

（乙）株式会社ウェブリアル　代表取締役　落合　雅也